

北欧の文書保存の伝統

アイスランド国立公文書館創立125周年記念セミナー

(於：カルチャーハウス、レイキアヴィク 2007年4月3日)

ERIK NORBERG (元スウェーデン国立公文書館長)

訳 国立公文書館統括公文書専門官室

北欧諸国

世界の多くの地域で、文書館は、地域的なつながりによる協力体制から恩恵を受けている。このような協力の基盤を持つ地域の1つが北欧5ヵ国で、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンにより構成されている。

北欧諸国に対する私たちの認識は、どういった観点から見るかによって異なってくる。アイスランドやノルウェーのような西の伝統、フィンランドの東の伝統、そしてデンマークやスウェーデンの中央の伝統といった見方がある。数年前、アイスランドの首相、Vigdís Finnbogadóttir は、北欧諸国間のある関係を次のように性格づけて述べた。「北欧諸国の人々は、自然に対して深い感情を抱いている。私たちは、人口密度の低い地域に住み、都市化は遅れてやって来た。居住環境は森と水に依存している。フィンランドやスウェーデンへの最初の入植者は、森の贈り物である木々や植物、狩の獲物に導かれてやってきた。他方、豊かな魚を育む海は、常にアイスランド、グリーンランド、ノルウェー、フェロー諸島における生活の基盤であった。」このような図式は、私たちにとって今でも大変好ましいものである。

メルカトル図法による16世紀の垂直地図では、北方地域が拡大され、その面積の大きさはこの地への人々の移住を促すほどであった。国々間のバランスは、北欧諸国がヨーロッパ大陸に冠するように意図的に見せているという印象を与えた。

私たちの北欧諸国に対する認識は、どの見方をとるかによって、左右対称になり、非対称にもなる。例えば、デンマーク、アイスランド、ノルウェーのような西の伝統、スウェーデンやフィンランドのような東の伝統。アイスランド人にとって北大西洋はアイスランドとデンマーク、ノルウェーを結びつける要素である。他方、フィンランド人にとって、デンマークとノルウェーは遥か彼方であり、彼らの目にはバルト海がこの地域の中心に見える。スウェーデン人のこの地域に対する認識は、スウェーデンが北欧地域の中心に位置するという事実に影響されている。一方、デンマーク人の見方は、おそらく北欧諸国とヨーロッパ大陸とをつなぐ地域であるという位置関係に基づいている。

北欧諸国の共通の利害関係の存在は、より広範な国際政治・経済の協力関係において、何度も疑問視されてきた。EUの力は、北欧地域の協力関係にとって脅威だが、北欧という概念はこの地域の精神的な生活に深く根ざしており、その深さは正式な組

織構造、民族的背景、言語、地政上の現状の存在をはるかに超えている。我々のアーカイブズの伝統もまた、これに含まれており、北欧の地域性を持っている¹。

北欧の文書館の伝統

北欧の文書館の伝統は、共通の歴史経験、政治的發展及び社会システムの共通性によって形成されている。しかしもう少し近視的に見てみると、デンマーク・ノルウェー・アイスランドと、スウェーデン・フィンランドの、2つの異なった文書館の伝統に識別できる。前者は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドが統合していた長い期間に發展し、後者は、スウェーデンとフィンランドが同じ体制の中の2つの地域であった中世から1809年までに發展した。この状況は、続く時代でもほとんど変わらなかった。1814年から1905年までのスウェーデン・フィンランド連合は2か国がそれぞれのアイデンティティを保持することができた連合であった。1809年から1917年までロシア帝国内の大公国として、フィンランドは前世紀に發展させた行政システムを保持することができた。ロシアの行政的慣行は、ヘルシンキのロシア総督がいる官庁と、サンクトペテルスブルグのフィンランド政府事務局のみに導入された²。

行政的背景を考慮せずに、公文書館を判断することはできない。憲法や法律の發展は、北欧諸国で全く同じではないが、確かに類似している点がある。我々は、遠い昔まで共通の遺産の歴史をさかのぼることができる。通常、国家の形成の基礎は16世紀に見られる。しかし、歴史的背景は中世初期の古代“ting”までさかのぼる。tingは、すべての自由市民が共通の議題を討議するフォーラムで、ここアイスランドだけでなく、独立農民による強力な地方自治政府内でも行われていた。独立農民は、封建制度に属さず君主にのみ属し、税金を中央政府に直接支払い、国王にのみ呼応した。また、彼らは自らの議席を国会内に持ち、ほとんど我々の時代に至るまで、地方の教区の会合で一緒に行動していた(“sockenstamma”)。

結果として、国王は通常教会(Riksdag)を通じて特定の役人と、あるいは直接臣民と交渉しなければならなかった。このような背景によって、参政権が認められるずっと以前から、政治的プロセスへの参加の要求、続いて18世紀半ばの啓蒙主義運動に端を発する公開への要求が生まれた。

他の国と同じように、北欧諸国は公共情報の公開と情報へのアクセスを保証する法律をもつ。歴史的に見てもこの伝統は古く、スウェーデンとフィンランドでは、1766

¹ Erik Norberg, “A Nordic Archival Tradition”, in *Archival Science* (eds Horsman, Ketelaar, Thomasen) 2003:3, s 85-95.

² Pirkko Rastas, “Archival cooperation between the Nordic and Baltic Countries”. *Mitteilungen des osterreichischen Staatsarchivs*, Sonderband 2 1996 (Dritte europäische Archivkonferenz), p 162.

年の「報道の自由法」に起源をもつ。デンマーク、ノルウェー、アイスランドでは1770年に類似した法律がつけられた。法律はもちろん、良くも悪くも時代を追って変化したが、私たちの現在の制度は、この非常に長い法的伝統に基づいている。

しかし北欧に見られる2つのシステムの法律には、いくつかの基本的な違いがある。北欧の西の地域の政治システムは従来から、明確に立法、行政、司法の三権に分かれている³。情報公開に関する制度は、行政権に関して、すなわち中央と地方の行政組織に適用されるが、国会と裁判所には適用されない。それに対してスウェーデンとフィンランドでは、国王が長い期間、最高裁判所においても役割を果たしていたために、司法権は後年になって初めて、より独立的な地位を獲得した。裁判所は、憲法上は異なる扱いとなっていたが、情報自由法においてはその適用対象であった。これらの事実は、北欧5か国すべてにおいて、議会と裁判所に適用される法律が存在しているが、情報自由法については、2つの地域間でわずかな差異があることを意味している。

もうひとつ、公共行政の役割についても違いがある。スウェーデンの法律は、公務員に対して、異なる見解の申立てを行いたい場合は、メディアに知らせるか、公共の場において上司を批判する法的な権利を与えている。また、公共機関の間で交わされる全ての公的な通信は、情報自由法の適用対象となる。ノルウェーでは、機関間の内部の通信に関しては情報自由法の適用除外となる場合がある。これは、西と東の北欧諸国のシステムの主な違いと見なされてきた⁴。しかしながら、すべての北欧諸国が基本的に類似した法的伝統を持ち、実際の運用における類似性は、理論よりもさらに顕著であるという事実は変わらない。

ここでスウェーデンの事例を取り上げたい。19世紀はじめ、国立公文書館を国内すべての公文書館の中央組織にしようという努力がなされたとき、推進力となったのは国立文書館長ではなく、議会に対して責務を持つが政府に対しては持たないパブリックオンブズマンであった。オンブズマンは、政府機関を監視し、市民の権利を守護する役割をもっていた。1851年、当時のパブリックオンブズマンは、地方・地域の公文書館が所蔵する公文書のひどい状況に注目した。彼は物理的に劣悪な状況を強調するとともに、情報へのアクセス要求を重要な論拠として用いた。彼の後継のオンブズマンたちは、以後数十年の間この要求を繰り返した結果、ついに地方公文書館制度の成立を見たが、その制度はすべての面でノルウェーとデンマークの影響を受けたものだった。

このように、よりよい公文書館への要求は、専門家の議論に基づいているというよ

³ Nils E. Öy, " Offentlig forvaltning og insynsretten ", *Report to the Archival Conference in Trondheim in August 1997*.

⁴ Nils Herlitz, *Tidsskrift for rettsvetenskap 1971*. See also Nils E. Öy op. cit.

りは、憲法的、哲学的な考えに基づいていたことがわかる。公文書館の促進を目的とした政治的議論の中で、情報自由法が取り上げられるまでには時間がかかった。スウェーデン議会においては、1880年代に至って、公的な記録へのアクセスに関する法的権利を市民に与えることの重要性が強調された。数年後、国立公文書館館長によって再びこの議論が用いられた。次第に、専門職であるアーキビストは、憲法自体が議論の対象であることを理解するようになった。

この議論が結論を得るまでにはもう少し時間がかかった。20世紀の初頭から、次第に監査と統制に関する活動が見られるようになったが、第二次世界大戦後になって初めて、本格的な急展開が起こった。1940年代に、特別委員会がスウェーデンで設立され、1961年に新しい法律が導入された。ノルウェーでも、1958年に政府が調査に着手し同じような発展が起こった。5か国すべての国で、国立公文書館は公的サービスをより効果的で合理的なものにするための重要な役割を得た。

北欧のアーキビスト

ここまで年代順に、地理的な面から、あるいは文化的視点から、発展の経過を見てきた。また、北欧諸国において時代を追って、専門的職業がどのように発展してきたかを見てきた。我々はここで、異なる職業間の関係、できれば公文書館の専門職と歴史家、あるいは他の文化遺産分野に所属する人々との関係にもふれておくべきであろう。

監査と統制機能の重視は、アーキビストのアイデンティティに関わる議論を引き起こした。アーキビストは歴史家なのか、あるいは普通の公務員なのか。一般的には、少なくとも16世紀ごろの国家の誕生と国の中央公文書館サービスの誕生以来、アーキビストは常に歴史家であると信じられてきた。専門職はそのはじめから、2つの要素を持ち、この2つの間に深い矛盾はない。歴史的資料の保護者であるという伝統的職務と、現用記録の創造に関する仕事の両方において、アーキビストの職務は基本的に学術的なものである。両方の観点において、アーキビストは歴史科学の分野に属している。なぜなら、現用記録も時を経ると歴史的資料になるからである。したがって記録の整理と評価選別は、学術的な必要性に応えたものでなければならなかった。

この意見は、アーカイブズ専門職にとって、歴史科学は常にその基礎であるという認識に基づいており、歴史とアーカイブズの間をつなぐを伝統的なものと捉えることに慣れていった。そしてこのようなアーキビストのアイデンティティは、20世紀の終わりまで変わることはなかったが、現代に起こった変化は、アーカイブズ専門職が持っていた伝統的で学術的な素養を脅かすものとなった。

しかしながらこれは全体的にみるとすべて正しいとはいえない。公文書館における歴史重視は、我々の職業が生まれた当初からあったわけではない。デンマークとスウェー

デンの国立公文書館はその起源を中世時代の王立官庁に持つ。そして徐々に、行政全体の公文書に対する責任を伴う独立な地位を得た。他方、ノルウェー、フィンランド、アイスランドの国立公文書館は、別の政治的な変化に関連して誕生しており、異なる伝統に属する⁵。

こうした小さな違いはあるものの、すべての北欧の国立公文書館がもともと王室や政府の登録事務所や現用記録保管所であった事実は変わらない。北欧諸国では、他の多くの国のように、アーキビストの歴史的要素、あるいは学術的活動は、19世紀の歴史主義の興隆の結果生まれた。まず、歴史的資料として文書に対する関心が高まり、歴史研究が北欧の公文書館における優先的な活動とされた。歴史主義の時代は19世紀半ばから始まっており、時間的にはごく短いものである。

この時代の重要な取り組みは、歴史的な文書を大量に本として出版することだった。この活動において、歴史の専門的な訓練を受けたアーキビストと司書との協力関係が発展した。この協力関係は、情報へのアクセスを高めるために、アーキビストと司書が様々な種類の共同プロジェクトの開発に努めている現代の協力と大変よく似ている。

しかし現代のアーキビストは解決しなければならない新たな問題に遭遇している。文書記録は単に情報の内容にとどまらない。内容的価値と記録の創造に多くの注意が集まっており、資料のライフサイクルの観点の考案、監査と統制への集中、現用の文書の引継ぎ、さらに組織の責任の一部の引き継ぎを行うことで、国立公文書館は王国の登録事務所としての当初の役割に戻り始めている。

このことは、電子情報システムによって明確になった。しかし現在では、公文書館の仕事は学術的な要素も持っている。唯一の変化は、歴史学と、古文書学や資料学のような歴史分野からの派生的な学問が、新しく成長しつつある現代のアーカイブズ学に道を譲りつつあることだ。私たちの主要な職務の一つは、将来にわたって良い政府の為に働くことであり、アーカイブズ学は専門的な公文書館にとって重要な基礎をなすものである。

こうした地域的な公文書館の伝統を考慮しつつ、より広範な国際舞台に戻ろう。ここでは、北欧地域の例は専門的な手段として国際協力をを用いている多くの事例の一つでしかない。親愛なる Olafur 館長、国立公文書館の皆さん、私たちの職業の発展があればこそ、アイスランド国立公文書館の創立以来125年の輝かしい年月を祝うことができます。国立公文書館が、さらに何千年もの歴史を重ねられるよう祈ります。

⁵ Ernst Posner, *Archives and the Public Interest. Selected Essays*. (Ed. Ken Murden, Washington D.C. 1967) s 26 ff. James Bradsher, "History of Archives Administration", in *Managing Archives and Archival Institutions* (Ed James Bradsher, London 1988) s 26 ff.